

# 消費者基本計画工程表の改定に関する取組状況について

## (素案公表以降の修正状況)

令和元年 6 月

消費者庁

### 【 I 平成 31 年 3 月 27 日付けの消費者委員会の御意見への対応関係】

※ 以下では、すべての項目において、第 291 回消費者委員会本会議でお示しした際に更新事項として提示した内容は含めずに対応状況を御説明しております。

#### 第 1 全体的な事項

(第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)

##### i) KPIの見直し等

…4 (2) ⑬、4 (4) ①及び5 (1) ⑬において、対応しています。

##### ii) 帯表の細分化等

…1 (2) ①、2 (3) ①、3 (1) ②、3 (2) ①、3 (2) ⑧、4 (4) ①、5 (1) ⑩及び参考3の①において、対応しています。

#### 第 2 - 1 民法の成年年齢引下げに対する対応について

(消費者委員会からの御意見)

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)(以下、改正民法という。)が昨年6月に成立し、2022年4月1日から施行されることとなっている。これを見据えた環境整備は喫緊の課題であり、更に取り組を加速化していくことが必要である。

そのため、12月意見でも指摘したとおり、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において取り組むこととされている個別の施策等について、いつまでに具体的に何をするのかを明確にした上で、その取組等の内容、スケジュール等を工程表に記載されたい。

#### <与信審査について>

12月意見でも指摘したように、新たに成人となる18~19歳への貸付、信用供与にあたっては、法律で義務付けられている支払可能見込額調査や返済能力調査等に加え、事業者の自主的な取組(利用限度額等を少額に設定することや借入目的の確認を行うなど)の推進を図る必要がある。このため、事業者の自主的な取組状況を可視化するとともに、取組の

効果を客観的に検証する等、更なる取組の推進に向けた各省庁の具体的な取組について工程表に明示されたい。

#### <改正民法の周知について>

12月意見でも指摘したように、成年年齢引下げにより、18歳で何ができるようになるのか、どのようなことに留意しなければならないのか等を具体的に周知するとともに、各種媒体の活用等も含め、より幅広い消費者に行き渡らせるための具体的な取組について工程表に明示されたい。

#### <特定商取引法（省令）の見直しについて>

消費者庁からの意見聴取に対する委員会の回答を踏まえ、成年年齢引下げ対応として検討することとされていた以下の点について、その検討状況や、検討を踏まえた取組状況について工程表に明示されたい。さらに、工程表の図についても細分化を行い、いつまでに改正等の対応を行うのかについて明示されたい。

- ・ 連鎖販売取引における若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすること
- ・ 訪問販売において、若年成人の判断力の不足に乗じて売買契約または役務提供契約を締結させることが行政処分の対象行為となることを規定上、明確にすること

#### (第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)

「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」における個別具体的施策については、当該連絡会議において主体的に推進を図っていただくべきものであることから、消費者基本計画工程表に、当該連絡会議における取組の詳細内容を全て記載することはなじまないものと考えますが、2019年3月に「成年年齢の引下げに関する世論調査」の結果が公表されたところであり、当該結果も踏まえ、今後も、関係省庁が密接に連携しながら取組を進めていくことになることと理解しております。

なお、個別の3項目の御指摘の関係では、その趣旨を踏まえ、以下のとおり対応しております。

- ・ 与信審査については、例えば、5（1）⑬の本文に、「若年者に対する返済能力や支払可能見込額の調査を一層適切に行うため、事業者の自主的な取組状況を把握するための調査を実施し、その結果を検証して、得られた優良事例の公表や事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進する。」と加筆しました。
- ・ 改正民法の周知については、例えば、5（1）⑬の（K P Iの現状）欄に、「広報・周知の実施状況」とのK P Iを新設した上で、ポスターやパンフレットの全国の高等学校等への配布、映画、ドラマとのタイアップポスターの配布等の多様な取組を進めた旨を実績として加筆しました。
- ・ 特定商取引法施行規則の見直しについては、例えば、3（1）②の本文に、見直し時期を「2020年6月までに」と加筆しました。

## **第2-2 消費者契約法の見直しについて**

### **(消費者委員会からの御意見)**

平成29年8月に発出した答申の付言及び改正消費者契約法の附帯決議を踏まえた今後の取組スケジュールを、期限ごとに可能な限り具体的に明示されたい。また、答申を踏まえた改正消費者契約法が本年6月から施行される所、その周知等、取組を加速化されたい。

### **(第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)**

御指摘を踏まえ、3(1)④の本文に、「2019年2月から、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を開催し、2018年改正での審議において衆参両院の委員会で付された附帯決議や消費者委員会の答申の付言に記載された事項等について、法制的・法技術的な観点から、検討を行っている。引き続き分析・検討を行い、必要な措置を講ずる。」と加筆しました。

また、消費者契約法の周知等については、御指摘を踏まえ、当該項目の実績部分に、一問一答の消費者庁ウェブサイトでの公表(2019年3月22日)、リーフレットの消費者庁ウェブサイトでの公表(2019年2月14日)等を加筆しました。

## **第2-3 地方消費者行政への支援について**

### **(消費者委員会からの御意見)**

地方消費者行政については、「地方消費者行政強化作戦」が定められ、「地方消費者行政推進交付金」等を活用した計画的・安定的な取組支援が行われ、消費生活センターの整備、消費生活相談員の配置・増員及び消費者教育の推進等に寄与してきた。

平成30年度から措置された「地方消費者行政強化交付金」については、その補助対象事業が国として取り組むべき重要消費者政策等となっているが、地方公共団体において取組や体制の実態が追いついていないことや、求める支援とのミスマッチが生じていることが懸念される。そのため、地方公共団体における活用状況等の実態を把握し、地方消費者行政推進交付金から地方消費者行政強化交付金への切り替えが地方消費者行政に与える影響と、それを踏まえた財政支援の取組等について検討されたい。

また、地方公共団体における体制や自主財源の更なる充実に向けた消費者行政重視の政策転換を促すためには、短期的な取組のみならず、実効性が確保された取組を継続的に行っていく必要がある。そのため、本年1月から開始された「地方消費者行政強化キャラバン」の成果も踏まえ、平成31年度以降の継続性が確保された具体的な取組について工程表に明示されたい。

さらに、これまで消費者庁が実施してきた地方消費者行政に関する施策を検証し、必要に応じて地方公共団体とコミュニケーションを図った上で、中長期的な視点に立った取組について検討されたい。

### **(第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)**

御指摘を踏まえ、6(2)①の実績部分に、「地方消費者行政強化キャラバン」におけ

る各地方公共団体への依頼事項を記載するとともに、キャラバンの取組について継続的にフォローアップを行う旨、加筆しました。

なお、地方公共団体における消費者行政が適切に実施されるよう、今後も、毎年度の「地方消費者行政ブロック会議」等の場を活用し、地方公共団体と十分にコミュニケーションを図った上で、取組を進めてまいります。

## **第2-4 適格消費者団体等への支援について**

### **(消費者委員会からの御意見)**

消費者被害の防止・回復を効果的に実現するため、消費者団体訴訟制度の主体となる適格消費者団体等の設立促進や、その活動支援に向けた取組を消費者政策として進めていくことが重要である。また、消費者団体訴訟制度の信頼性の確保に向けた取組も不可欠であるが、その前提として、団体が自主性を阻害されず十分に活動できることが必要であり、制度創設の趣旨にも合致するものである。

そのため、消費者団体訴訟制度の機能強化や、適格消費者団体等の活動の更なる活性化に向けた取組について工程表に明示されたい。

### **(第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)**

御指摘を踏まえ、5(1)①の実績部分に、適格消費者団体の事務負担軽減に資するよう、適格消費者団体の認定の有効期間を延長したこと、及び適格消費者団体・特定適格消費者団体に対する消費生活相談情報(PIONEER情報)の提供範囲の拡大に資するよう、地方公共団体に所要の通知を行ったことを加筆しました。

## **第2-5 公益通報者保護制度の見直しについて**

### **(消費者委員会からの御意見)**

当委員会が昨年12月に発出した答申を踏まえた取組状況や、今後の取組、検討スケジュールについて工程表に明示されたい。特に、公益通報者保護専門調査会において方向性が打ち出された事項については、他の事項に先行して検討を行うなど、その実現に向けて積極的に取組を進められたい。

### **(第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)**

御指摘を踏まえ、4(3)③の本文に、2018年12月に発出された答申の内容のみならず、「2019年3月末にかけて実施した意見募集の結果(2019年5月結果公表)等も踏まえ」て法改正も視野に更なる検討を行う旨を加筆しました。

## **第2-6 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応について**

### **(消費者委員会からの御意見)**

12月意見でも指摘したとおり、これまでの取組を踏まえ、今後どのような取組を行うの

か、以下の事項を含め工程表に明示されたい。

- ・ 預託金の適切な保全などにかかる身元保証等高齢者サポート事業を提供する事業者への働きかけ
- ・ 平成29年度に実施された実態調査の結果を踏まえた身元保証人に期待される機能の詳細検討、より小規模に提供される身元保証等高齢者サポートの実態把握、今後、身元保証等高齢者サポート事業の需要が増大する社会における制度の在り方など、実態調査の結果から課題とされた事項に対する更なる取組

#### (第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)

御指摘を踏まえ、3(2)⑯の本文に、厚生労働行政推進調査事業費補助金地域医療基盤開発推進研究事業において立ち上げられた「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」による成果であるガイドラインの周知について加筆しました。

また、既に、第291回消費者委員会本会議での説明資料にも記載しておりましたとおり、2018年11月、厚生労働省・消費者庁が共同で、2017年度の実態把握の対象となった事業者宛てに関連情報の周知を行ったところですが、周知文書内で、消費者庁ウェブサイトと言及しております。同庁ウェブサイトでは、「身元保証等高齢者サポートサービスを利用するに当たっては、……(中略)……事業者における預託金の管理方法なども把握していただくなど、本当に身元保証等高齢者サポートサービスが必要かどうかを含め、慎重に情報収集した上で判断頂くようお願いいたします。」と記載しており、事業者において、取組の改善が図られることが期待されると考えております。そのため、当該箇所の実績部分における記述を詳細にしました。

また、当該分野における状況を随時把握する一助となるよう、厚生労働省と消費者庁の連携による地方公共団体の高齢者福祉部局への消費生活相談情報の提供の取組を既に進めているところ、初回の取組が2019年3月になされたので、当該箇所の実績部分に、その旨を加筆しました。

### **第2-7 事故情報の収集、注意喚起等について**

#### (消費者委員会からの御意見)

12月意見及び昨年3月意見でも指摘をしているとおり、平成29年8月に当委員会が発出した「事故情報の更なる活用に向けた提言」を踏まえた、中長期的な取組スケジュールを検討の上、特に以下の取組について具体的に工程表に明示されたい。

- ・ 事故情報データベースの入力項目の精査や、事故原因の究明等を行っている研究機関へ公開する等の事故情報の公開促進に向けた取組
- ・ 事故情報の更なる活用に向けて、関係省庁のみならず消費者、事業者、事故情報データベース参画機関が連携・情報交換をスタートさせる取組

#### (第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)

御指摘を踏まえ、1(2)①の帯表の細分化を行い、2019年度以降、「事故情報データ

バンクの質の向上に関して、関係府省庁の消費者関係部局が参集する様々な会議等を通じて事故情報データの在り方及び活用に関して働き掛けるとともに、地方公共団体等に対して依頼を行うことにより、事故情報データバンクに入力されるデータの充実に努めていくとの取組に着手していくことを明確にしました。

## **第2-8 仮想通貨交換業者についての対応について**

### **(消費者委員会からの御意見)**

仮想通貨交換業者に対する対応については、当委員会が意見を発出した平成29年12月以降においても、仮想通貨交換業者の実態把握や、消費者への注意喚起等、様々な取組がなされているが、顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生している現状を踏まえ、「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を受けた取組等について工程表に明示されたい。

また、消費者への注意喚起にあたっては、取引のリスクや登録業者とみなし業者の違いなどについて、より幅広い世代に分かりやすく伝えることができるよう、実効性の確保に向けて取組を進められたい。

### **(第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)**

御指摘を踏まえ、3(2)⑧の実績部分に、「仮想通貨交換業等に関する研究会」の報告書を踏まえ、金融庁において、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を取りまとめ、2019年3月に国会に提出された旨、加筆しました。

消費者への注意喚起については、金融庁のウェブサイトにおいて、消費者が容易にアクセスできるよう「暗号資産の利用者のみなさまへ」というページを作成し、登録業者の一覧やみなし業者の定義を公表しており、また、金融庁、消費者庁及び警察庁連名で取引のリスク等について従前から注意喚起を実施しています。加えて、今回の工程表改定では記載していませんが、2019年4月17日付けで、仮想通貨交換業の導入に便乗する詐欺などに関する理解を深めてもらうため、上記注意喚起に掲載されている相談事例を追加しました。今後も、御指摘を踏まえ、引き続き利用者に対する分かりやすい注意喚起に取り組んでまいります。

## **第3 次期基本計画に向けた課題について**

### **<地域における横断的な取組体制の構築について>**

### **(消費者委員会からの御意見)**

我が国において、人口減少に伴う財源の縮小、人員不足が進む中で、地方公共団体についても、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、これまでの施策や取組に加え、医療や福祉、教育など行政や地域における政策分野に捉われない横串での連携が重要になると考えられる。そのため、昨年9月に発出した意見（以下「9月意見」）でも言及した自治体間における連携の在り方など地方公共団体における対応力の強化の視点に加え、地域コミュニティや既存のネットワークを活用し、消費者行政関

係者のみならず、民生委員やNPO法人、民間事業者など多様な主体が参画することで、地域全体で消費者行政を含む各種の行政課題に取り組んでいくことが考えられる。

一方で、各地域において、行政だけでは担うことができないコミュニティやプラットフォームを、規模や地理的条件が様々であるなかで、どのように作っていくか、その担い手となる人材の確保や育成、それを踏まえて活動の拡大に向けてどう取り組んでいくかなどの課題があることに留意が必要である。

消費者行政の分野においても、「地方消費者行政強化作戦」が定められ、消費者安全確保地域協議会の設置の促進が図られているところであるが、こうした既存のネットワークの有効活用を考えることも一つの方策であるところ、第4期基本計画策定に際しては、既存の消費者分野の施策に加え、多分野にまたがる横断的な施策も念頭に置きつつ、地域全体で消費者行政を推進するための体制整備という視点も盛り込むべきである。

#### (第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)

第4期消費者基本計画の検討に際しては、御指摘のような点を踏まえていければと考えておりますが、例えば、以下のようなものについては、御指摘の観点を先取りする取組であると考えられ、地方公共団体の関係部門間の連携等が確保されるよう、関係省庁等の相互の連携・協働関係の深化に努めていきたいと考えております。

- ・ 3 (2) ⑯の実績部分に記載のあるような、地域福祉計画に消費者安全確保地域協議会について盛り込むことを通じて消費者被害の防止を推進していくことも有効な方策と考えられるため、その旨、厚生労働省から、地方公共団体に周知を行った取組
- ・ 5 (1) ⑫の実績部分に記載のあるような、生活困窮者等の自律を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）に盛り込まれた自立相談支援事業等の利用勧奨を努力義務とした取組

#### <第3期基本計画に盛り込まれた施策の進捗等にかかる検証・評価について>

##### (消費者委員会からの御意見)

本年1月の「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書を踏まえ、消費者庁を中心に、今後、次期基本計画策定に向けた検討が本格化すると考えられるが、それにあたっては、9月意見でも言及したように、第3期計画の初年度である平成27年度からの各施策の進捗状況についても総括的な検証・評価を行い、施策目標の達成度やその効果を十分に明らかにされたい。その上で、十分な進捗や効果が見られなかった施策については、その理由及び今後に向けた課題等について整理を行い、取組方針を明確化した上で、次期計画に盛り込むべき施策について検討されたい。

#### (第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)

個々の施策が所管省庁によつて的確に進められることのみならず、毎年度の改定において消費者委員会での調査審議を経ること等を通じ、全体として、消費者行政の推進が的確に図られていると理解しており、御指摘も踏まえて、工程表冒頭部分のⅡにおいて、「個々の施策については、原則として2018年度までの取組状況によって改定を行った今回の改定内容を全体として見る限り、基本的に着実な進捗が図られているものと評価し得る」

こと、そして、工程表の内容を「第4期消費者基本計画の策定に際して活かしていくことが必要である」ことを加筆しました。

#### **第4 最近の被害実態等を踏まえた課題について**

##### **(消費者委員会からの御意見)**

昨今、悪質商法等による高齢者を中心とした消費者被害が次々と発生・発覚し、老後の資産の不安に付け込むものなど、その手口はますます巧妙化している。今後、我が国では高齢化率が約40%まで高まることが予測されており、高齢者の保護や被害救済、消費者被害の未然防止は、我が国の社会全体の安心・安全にも直結する課題である。

そのため、消費者被害や消費者トラブルの発生及び拡大防止のため、所管法令等について不断の整備・見直しを行うとともに、その運用にあたっては、関係省庁が連携して、その実態や被害の発生状況を的確に把握するなど、高齢者を中心とした消費者被害の発生・拡大防止に向けて、積極的に取組を進めるべきである

##### **(第291回消費者委員会本会議での説明資料からの変更等の状況)**

悪質商法等への対応については、多様な対応の仕方があり、被害発生の未然防止のために、注意喚起を適切に実施することも極めて重要であると考えております。今回の工程表の改定に際しても、例えば、3(4)⑩の実績部分において、「架空請求対策パッケージ」の推進の一環として、高齢者の住まいの管理に関する業界団体の関係者に、当該施策課題についての情報の周知への協力を求める取組に着手した旨を加筆しました（なお、当該パッケージの推進の一環として、今回の工程表改定では記載しておりませんが、2019年5月から、大学附属病院を始めとする大規模な病院への啓発用資料の配置をお願いする取組も実施しております。）。

## 【Ⅱ その他の変更事項の例】

(第 291 回消費者委員会本会議での説明資料からの変更点に限る。)

### 1 1 (1) ⑨臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討

- ・ 第 197 回国会において、造血幹細胞移植法の改正が可決・成立したことを踏まえた対応について加筆しました。

### 2 1 (4) ③食品安全に関するリスク管理

- ・ 第 196 回国会において、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集等の内容を含む食品衛生法等の一部改正法が成立したことを踏まえて加筆しました。

### 3-1 2 (2) ⑥電気通信サービスにおける広告表示等の適正化

### 3-2 3 (2) ①電気通信サービスに係る消費者保護の推進

- ・ 第 198 回国会において、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」が提出されたこと等を踏まえて加筆しました。

### 4 3 (2) ⑫住宅宿泊事業法の適正な運用

- ・ 2019 年 3 月にいわゆる「違法民泊」への対策を実施したことを踏まえて加筆しました。

### 5 3 (2) ⑳リスクの高い取引に関する注意喚起

- ・ 2019 年 3 月にキャッシュレス決済やプラットフォームの利用における留意点、再配達が生じないようにするための留意点などを含む啓発資料（「新生活のスタートを応援します。～押さえておきたい消費生活上のポイント例～」）を消費者庁ウェブサイトで公表したことを踏まえて加筆しました。

### 6 3 (5) ②新たな J A S 等の検討

- ・ 2018 年 12 月に新たな J A S マークを制定したこと等を踏まえて加筆しました。

### 7 4 (2) ⑩エシカル消費の普及啓発

- ・ 水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての理解増進のため、水産エコラベルの普及促進を図ることについて加筆しました。

### 8 4 (4) ①競争政策の強力な実施のための各種対応

- ・ 第 198 回国会において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されたことを踏まえて加筆しました。

#### **9 5 (1) ⑪ギャンブル等依存症対策の強化**

- ・ 2019年4月に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえて、今後、ギャンブル等の消費行動等の実態調査を実施すること等について加筆しました。

#### **10 参考3の①自動運転の実現に向けた制度整備の推進**

- ・ 第198回国会において、「道路運送車両法の一部を改正する法律案」及び「道路交通法の一部を改正する法律案」が提出されたことを踏まえて加筆しました。